

平成26年度

第4回 宇都宮市子ども・子育て会議(教育・保育部会)

利用者負担額の設定について

平成26年8月28日

宇都宮市

子ども部 保育課



1 現状

参考：別紙3-1

(1) 保育所における「利用者負担額（以下、「保育料」という）」（認定こども園の保育所部分を含む）

国の基準額をもとに、本市独自に基準額を設定し、軽減を図っている。

ア 軽減について

国基準額に比べ、各階層平均で35%程度の軽減を実施している。

イ 第3子以降保育料について

国の無料化制度と県の無料化制度がある。

- 国の制度 ⇒ 同一世帯からきょうだいが保育所や幼稚園等に同時に入所（入園）している場合、第3子以降の子どもの無料化を実施する制度
- 県の制度 ⇒ 同一世帯で3人以上子どもがいる場合、同時入所に関わらず第3子以降の3歳未満児の子どもについて無料化を実施する制度（上の子の年齢制限あり）

(2) 幼稚園における保育料（認定こども園の幼稚園部分を含む）

各幼稚園が独自に設定しており、全市統一的な基準はないが、幼稚園就園奨励費補助事業により、応能負担の仕組みが構築されている。

ア 軽減について

補助事業により、家庭の所得等の状況に応じた補助を実施している。

イ 第3子以降保育料について

補助事業により、実質無料化となっている。（上の子の年齢制限あり）

(3) 認可外保育施設における利用料

各施設が独自に設定しており、全市統一的な基準はない。

2 新制度における国の定める保育料の水準について

ア 所得等の状況に応じた負担（応能負担）を原則に、国が定める水準を限度として、地域の実情に応じて市町村が設定する。

イ 所得階層区分の決定は、市民税額を基に行う。（保育所の保育料を決定する税額は、所得税額から市民税額に変更）

ウ 各認定区分における国の考え方は、次の表のとおりであり、施設・事業の種類を問わず、同一水準とする。

| 対象 | 認定区分 | | 国（国水準）の考え方 | 該当施設・事業 |
|------------------|------------------|------|---|------------------------|
| 満3歳以上 （教育のみ） | 教育標準時間認定 （1号） | | 現行の平均負担水準（保育料＋入園料）から幼稚園就園奨励費補助金を控除した額（＝実質負担額）を基本とする | 認定こども園・幼稚園 |
| 満3歳以上 （保育が必要） | 保育認定 （2号） | 標準時間 | 現行の保育制度の負担額を基本とする | 認定こども園・保育所 |
| | | 短時間 | 2号認定標準時間の98.3%程度（※）を基本とする | |
| 0～2歳 （保育が必要） | 保育認定 （3号） | 標準時間 | 現行の保育制度の負担額を基本とする | 認定こども園・保育所・ 地域型保育事業 |
| | | 短時間 | 3号認定標準時間の98.3%程度（※）を基本とする | |

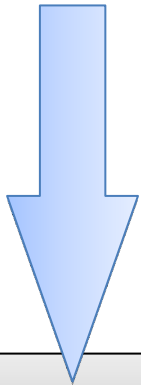
（※）非常勤保育士1人（3時間分）のコストの違いなどから98.3%程度としている。

3 イメージ図

国
基
準
額
表

1号認定子ども

| 階層区分 (推定年収) | 保育料 |
|--------------------------------------|---------|
| ①生活保護世帯 | 0円 |
| ②市民税非課税世帯 (~270万円) | 9,100円 |
| ③市民税所得割課税額 77,100円以下 (~360万円) | 16,100円 |
| ④市民税所得割課税額 211,200円以下 (~680万円) | 20,500円 |
| ⑤市民税所得割課税額 211,201円以上 (680万円~) | 25,700円 |



上表を基礎に設定

2号認定子ども

| 階層区分 (推定年収) | 保育料 | |
|--|----------|---------|
| | 保育標準時間 | 保育短時間 |
| ①生活保護世帯 | 0円 | 0円 |
| ②市民税非課税世帯 (~260万円) | 6,000円 | 6,000円 |
| ③市民税所得割課税額 48,600円未満 (~330万円) | 16,500円 | 16,300円 |
| ④市民税所得割課税額 97,000円未満 (~470万円) | 27,000円 | 26,600円 |
| ⑤市民税所得割課税額 169,000円未満 (~640万円) | 41,500円 | 40,900円 |
| ⑥市民税所得割課税額 301,000円未満 (~930万円) | 58,000円 | 57,100円 |
| ⑦市民税所得割課税額 397,000円未満 (~1,130万円) | 77,000円 | 75,800円 |
| ⑧市民税所得割課税額 397,000円以上 (1,130万円~) | 101,000円 | 99,400円 |



上表を基礎に設定

3号認定子ども

| 階層区分 (推定年収) | 保育料 | |
|--|----------|----------|
| | 保育標準時間 | 保育短時間 |
| ①生活保護世帯 | 0円 | 0円 |
| ②市民税非課税世帯 (~260万円) | 9,000円 | 9,000円 |
| ③市民税所得割課税額 48,600円未満 (~330万円) | 19,500円 | 19,300円 |
| ④市民税所得割課税額 97,000円未満 (~470万円) | 30,000円 | 29,600円 |
| ⑤市民税所得割課税額 169,000円未満 (~640万円) | 44,500円 | 43,900円 |
| ⑥市民税所得割課税額 301,000円未満 (~930万円) | 61,000円 | 60,100円 |
| ⑦市民税所得割課税額 397,000円未満 (~1,130万円) | 80,000円 | 78,800円 |
| ⑧市民税所得割課税額 397,000円以上 (1,130万円~) | 104,000円 | 102,400円 |



上表を基礎に設定

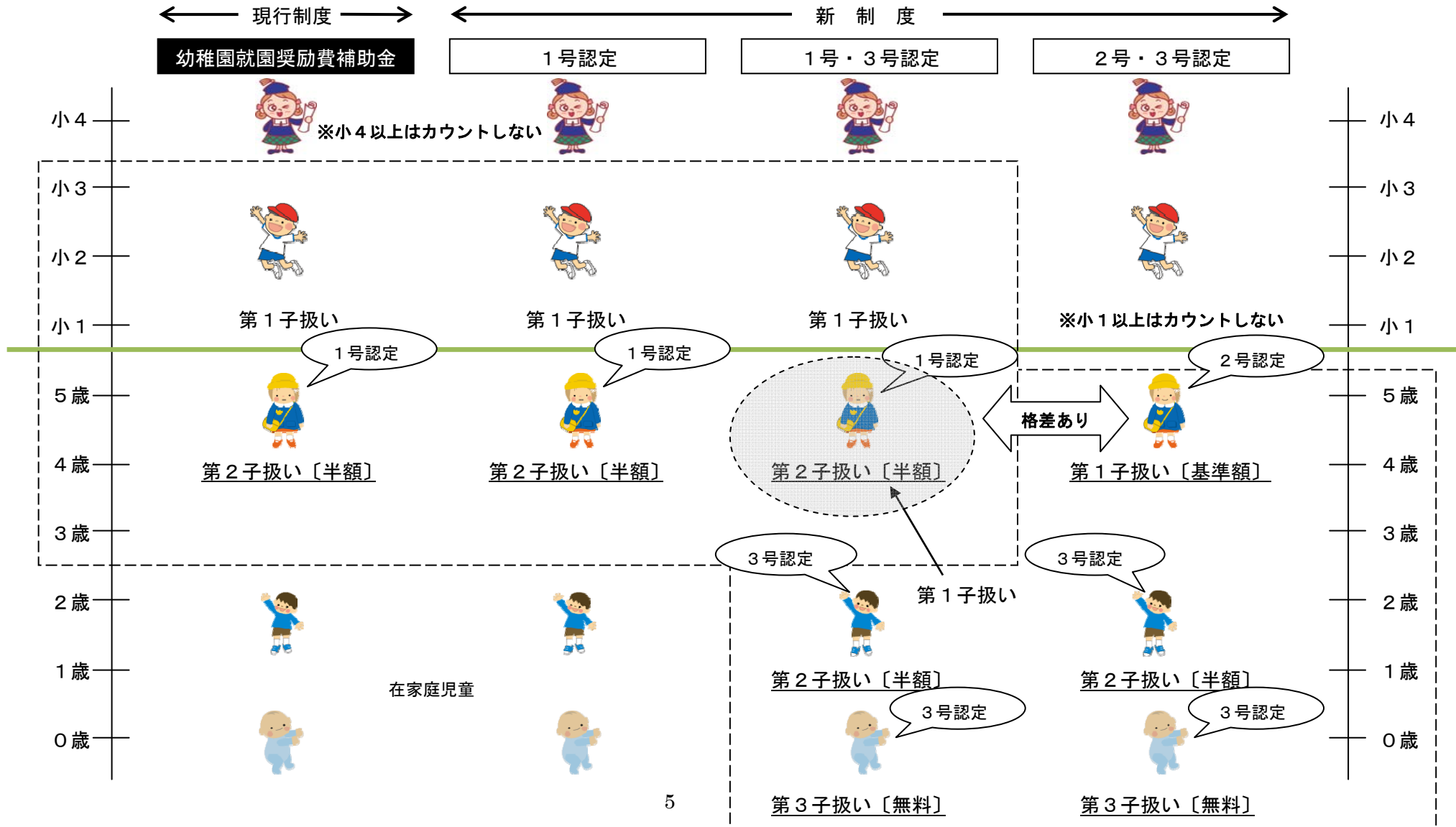
市
基
準
額
表

4 主な検討課題

- ア 保育所保育料においては、平均軽減率よりも高い軽減を実施している高所得世帯を中心とした軽減のあり方の検討
- イ 国・県いずれの制度においても無料とならない第3子以降の子どもを対象とした保育料のあり方の検討
- ウ 未婚の寡婦に対するみなし控除の適用の検討
- エ 新制度の給付費支給対象施設に移行しない幼稚園を対象とした幼稚園就園奨励費補助金額との整合の検討

【参考】 多子世帯の保護者負担の軽減

(幼稚園就園奨励費補助金の国基準と、新制度移行に伴う幼稚園・保育所等運営費負担金における費用徴収の国基準との比較)



現行の保育所保育料 国基準額・市基準額比較表（平成26年度）

| | | 市基準保育料 | | | 国基準保育料 | | |
|------------------------|--|--------|--------|--------|-----------------------|-----------------------|-----------|
| 階層 | 区分内容 | 3歳未満児 | 3歳児 | 4歳以上児 | 3歳未満児 | 3歳以上児 | 階層 |
| A | 被保護世帯 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 第1 |
| B | 市民税非課税世帯 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 第2 (※) |
| | | | | | 9,000 | 6,000 | |
| C 所得税非課税世帯 | 1 市民税均等割額課税世帯 | 11,000 | 8,000 | 8,000 | 18,500 | 15,500 | 第3 (※) |
| | | 12,000 | 9,000 | 9,000 | | | |
| | 2 市民税所得割額課税世帯 | 13,000 | 10,000 | 10,000 | 19,500 | 16,500 | |
| | | 14,000 | 11,000 | 11,000 | | | |
| D 所得税課税世帯 | 1 所得税額 ¥ 40,000 未満 | 18,000 | 15,000 | 15,000 | 30,000 | 27,000 or 保育単価 | 第4 |
| | 2 所得税額 ¥ 40,000 以上 ¥ 50,000 未満 | 24,000 | 22,000 | 19,000 | 44,500 | 41,500 or 保育単価 | 第5 |
| | | | | | | | |
| | 4 所得税額 ¥ 103,000 以上 ¥ 153,000 未満 | 43,000 | 31,000 | 27,000 | 61,000 | 58,000 or 保育単価 | 第6 |
| | 5 所得税額 ¥ 153,000 以上 ¥ 413,000 未満 | 50,000 | 33,000 | 27,000 | | | |
| | 6 所得税額 ¥ 413,000 以上 ¥ 540,000 未満 | 51,000 | 33,000 | 27,000 | 80,000 or 保育単価 | 77,000 or 保育単価 | 第7 |
| | 7 所得税額 ¥ 540,000 以上 ¥ 734,000 未満 | 53,000 | 33,000 | 27,000 | | | |
| 7 所得税額 ¥ 734,000 以上 | | | | | 104,000 or 保育単価 | 101,000 or 保育単価 | 第8 |

(※) 第2・第3階層中、点線上段は母子世帯等、下段は一般世帯。

★ 「保育単価」とは、保育所に給付する児童一人あたりの月額費用であり、保育料はこの額を超えることができない。

現行の幼稚園就園奨励費補助金単価表（平成26年度）

(1)【幼稚園児1人もしくは兄・姉も幼稚園児の場合】

| 区 分 | 補助限度額 | | |
|---|----------------|----------------|--------------------|
| | 園児1人目 (第1子) | 園児2人目 (第2子) | 園児3人目以降 (第3子以降) |
| ア 生活保護世帯 | 308,000円 | 308,000円 | 308,000円 |
| イ 市町村民税非課税世帯 | 199,200円 | 253,000円 | 308,000円 |
| ウ 市町村民税所得割非課税世帯 | | | |
| エ 市町村民税所得割課税額が次のとおり計算した額以下である世帯 34,500円+(16歳未満の扶養親族数×21,300円)+(16歳以上19歳未満の扶養親族数×11,100円) | 115,200円 | 211,000円 | 308,000円 |
| オ 市町村民税所得割課税額が次のとおり計算した額以下である世帯 171,600円+(16歳未満の扶養親族数×19,800円)+(16歳以上19歳未満の扶養親族数×7,200円) | 62,200円 | 185,000円 | 308,000円 |
| カ 市町村民税所得割課税額が次のとおり計算した額以下の世帯 231,300円+(16歳未満の扶養親族数×19,800円)+(16歳以上19歳未満の扶養親族数×7,200円) | 8,000円 | 154,000円 | 308,000円 |
| キ 上記区分以外の世帯 | 7,000円 | | |

(2)【兄・姉が小学校1年生～3年生の場合】

| 区 分 | 補助限度額 | |
|---|----------------|--------------------|
| | 園児1人目 (第2子) | 園児2人目以降 (第3子以降) |
| ア 生活保護世帯 | 308,000円 | 308,000円 |
| イ 市町村民税非課税世帯 | 253,000円 | 308,000円 |
| ウ 市町村民税所得割非課税世帯 | | |
| エ 市町村民税所得割課税額が次のとおり計算した額以下である世帯 34,500円+(16歳未満の扶養親族数×21,300円)+(16歳以上19歳未満の扶養親族数×11,100円) | 211,000円 | 308,000円 |
| オ 市町村民税所得割課税額が次のとおり計算した額以下である世帯 171,600円+(16歳未満の扶養親族数×19,800円)+(16歳以上19歳未満の扶養親族数×7,200円) | 185,000円 | 308,000円 |
| カ 上記区分以外の世帯 | 154,000円 | 308,000円 |

・(2)に該当し、小学校1～3年生に2人以上いる場合には、次の幼稚園児は、「第3子以降」の限度額が適用となります。